

新型コロナウイルス感染防止のための職員の勤務時間に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、職員の勤務時間を弾力的に割り振ることにより、新型コロナウイルスの感染機会を減少させ、必要な行政機能を確保することを目的として、当該職員の勤務時間に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 勤務時間の指定

- 1 所属長は、教育局等の職員の勤務時間に関する規程（昭和40年教育委員会訓令第3号。以下「勤務時間規程」という。）附則第4項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染防止のため、通勤時の公共交通機関等の利用により新型コロナウイルスに感染する危険性が高いと考えられる職員（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則13-18）第1条の5第3項の規定により申告を考慮して勤務時間を割り振られる職員を除く。以下「対象職員」という。）から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、勤務時間規程第1条の規定に関わらず、職員の感染防止のための通勤時間帯等を考慮した始業及び終業の時刻並びに休憩時間（以下「特例勤務時間」という。）を定めることができる。
- 2 特例勤務時間は15分を単位とし、始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定することとし、1日につき休憩時間を除き7時間45分となるよう指定するものとする。
- 3 対象職員は、特例勤務時間の申出をする場合は、その指定を受けようとする日の前日までに総務事務システム（職員の人事、給与、服務、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。以下同じ。）により所属長に申し出るものとする。ただし、これにより難しい場合は、特例勤務時間申出兼取消簿（様式第1号）を所属長に提出することができる。
- 4 特例勤務時間の申出は、各日を単位として申出をすることができるものとする。
- 5 所属長は、対象職員から特例勤務時間の申出があった場合には、公務の運営に支障が生ずるおそれがあると認められる場合を除き、特例勤務時間を指定しようとする日の前日までに、各日を単位として指定するものとする。
- 6 所属長は、公務の運営に支障が生ずるおそれがあるかどうかの判断を行うに当たっては、当該対象職員の業務内容及び業務量等を総合的に勘案するものとする。

第3 勤務時間の指定の取消し

- 1 対象職員は、特例勤務時間の指定の取消しを希望する場合には、総務事務システムにより所属長に申し出るものとする。ただし、これにより難しい場合は、特例勤務時間申出兼取消簿（様式第1号）を所属長に提出することができる。
- 2 所属長は、業務の都合上必要と認めるとき又は特例勤務時間が指定されている対象職員から指定の取消しの申出があったときは、既に行った特例勤務時間の指定を取り消すことができるものとする。
- 3 勤務時間の指定の取消しは、原則として、取り消そうとする日の前日までに行うものとする。

第4 勤務時間の指定の明示

所属長は、対象職員の勤務時間の指定状況について、総務事務システムを利用して当該対象職員に明示するものとする。

第5 休憩時間

所属長は、特例勤務時間を指定する場合には、勤務時間を指定する対象職員に対し、勤務時間の途中に1時間の休憩時間（教育局等職員の休憩時間取扱要領（平成19年11月30日教総第1053号）第2の規定により特例休憩時間の指定をする場合は45分の休憩時間）を与えなければならない。

第6 所属長が勤務時間の割振りを定めている職員の取扱い

職員のうち、勤務時間規程第2条第1項の別表に掲げる職員及び同条第2項に規定する職員については、業務の実情に応じ所属長が勤務時間の時限等を定めることとされていることから、この要綱の対象とはならないものであるが、当該職員の所属長は、この要綱の趣旨を踏まえて当該職員の勤務時間を定めるものとする。

第7 その他

この要綱の施行に関し必要な事項は、教育総務部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月3日から施行する。